

令和４年 第１０回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 令和４年１０月１１日（火曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第10回会議議事録

1 開催日時 令和4年10月11日 午後1時30分

2 開催場所 月夜野農村環境改善センター

3 出席委員 17名

1番委員	櫛 渕 武 重	2番委員	近 藤 民 治	3番委員	内 海 博 光
4番委員	林 功	6番委員	青 柳 健 市	7番委員	鈴 木 保 雄
8番委員	中 島 博 恵	9番委員	須 藤 栄 寿	10番委員	阿 部 均 司
11番委員	藤 井 好 博	12番委員	庭 野 明	13番委員	阿 部 敏 男
14番委員	原 澤 幸 好	15番委員	原 澤 章	16番委員	田 村 隆 司
17番委員	高 橋 品 子	18番委員	戸 澤 奈実恵		

4 欠席委員

5番委員 斉 藤 忠 19番委員 中 島 エ リ

5 議事録署名委員

14番委員 原 澤 幸 好 15番委員 原 澤 章

6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名

事務局長 中 澤 聡 書記 本 間 泉 書記 我 妻 園 華

7 会議に附した事件

議案第35号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第36号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第38号 農地に該当しないことの証明願について

協議事項・報告事項

その他

8 会議の成立

農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理原澤章開会を宣す。

閉 会

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に14番原澤幸好委員・15番原澤章委員を指名し議事に入る。
続いて、4の議事に入ります。
議案35号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明がございました。お願いいたします。

事務局	１ページをお開きください。 議案第３５号 農地法第３条の規定による許可申請について。 次のとおり農地法第３条の規定による許可申請があったので、決定を求める。 別紙記入事件、３件。 次のページをお開きください。 ◇（議案書・順次、朗読説明） 以上よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、担当地区の方の調査報告をお願いしたいと思っております。 よろしくお願いいたします。 番号１番からお願いいたします。
２番委員	お世話になります。 〇〇区担当の近藤です。よろしくお願いいたします。 農地法第３条による申請事案の調査結果について報告いたします。 申請地は〇〇、〇〇より南におよそ５００ｍぐらいのところですが、１０月５日に調査を行いました。代理人さんに確認いたしました。譲渡人の方が農業後継者がいなく、耕作できないため、譲受人が申請地を耕作したいということでした。 耕作意思の確認についてですが、１０月６日に代理人に確認でき、実行は確実と思われます。耕作面積は、畑、田んぼ合わせて４、３４６㎡、耕作面積は下限面積を上回っているため、問題はありません。周辺農地の営農状況への支障の有無はハクサイ、大根などの耕作を計画されていますので支障はありません。 そのほかの懸案事項は特にありません。 以上よろしく審議いただきますようよろしくお願いいたします。
議 長	調査報告ありがとうございました。 皆さんのほうから、ただいまの説明に対しましてご意見、それから質疑ございましたらお願いいたします。 （「なし」の声） それでは、この議案３５号１番は許可といたします。 続きまして、議案３５号２番、担当地区の説明をお願いいたします。調査報告をお願いいたします。
１７番委員	１７番、〇〇担当地区の高橋です。 農地法第３条による申請事案の調査結果についてご報告いたします。 申請地は、〇〇の裏になります。 １０月８日、現地調査を林委員と一緒に行いました。 １０月１１日、〇〇さんの確認できました。譲渡人の方が家から遠く耕作ができないため、譲受人が申請地を耕作したいということでした。耕作意欲の確認は本日本人の意思を確認でき、実行は確実と思われます。今、地面に〇〇さんがコンニャクを栽培されています。耕作面積は畑、田んぼ合わせて１２５，

951平方メートルの耕作面積があり、下限面積を上回っているため、問題はありません。

周辺農地の営農状況への支障の有無は、特に支障はありません。

その他懸案事項は特にございません。

以上ご審議いただきますようお願いいたします。

議 長

調査報告ありがとうございました。

ただいまのご説明に対してご質問、それから質疑あったら皆さんのほうからお願いしたいと思います。

もうこれは既に〇〇さんが作っておられるところを売買と解釈できるということですね。

17番委員

はい。

議 長

皆さんのほうから何かございませんでしょうか。

(「なし」の声)

なければ、承認いただくということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議案35号2番は許可といたします。

続きまして、議案35号3番ですが、これは、前回、事務局のほうから事前にちょっと説明がございまして、広範囲に及ぶ所もあるんですが、これも調べたんですが、地役権利とか難しい言葉が出てきて、非常にこういうのがあるのかなと思って、ちょっと調べてみたんですがけれども、いろいろと調べてみたんですが、なかなかそういうところが見つからなくて、四苦八苦していたんですが、取りあえず担当地区の調査報告をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

3番委員

3番、〇〇担当の内海です。

ちょっと広域にわたるんですがけれども、農地法第3条による許可申請事案の調査について報告いたします。

これは前回も取り上げました岩本発電所地下導水路の境界に関する登記上の問題であります。この導水路に関しては、既に73年を経過しているわけですがけれども、今回昨今の国土調査によって、どこを通っているというのがはっきりしたわけで、今まで未登記、そして未権利に当たるものを地役権の設定をしたいということで、各地権者、そして東京電力リニューアブルパワー株式会社と契約の書面を10月7日に全部確認いたし、問題ないということを認識いたしました。

この契約それぞれによって、今後リスク回避、そして安定的に発電事業の運営に結びつくということでありますので、よく内容を審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

これについては、事務局から何か前回言い足りなかったようなことがあったら、ございますか。

事務局	特にありません。
議 長	なければ、皆さんのほうから質問、質疑を受けたいと思います。 いかがでしょうか。 （「なし」の声） 質疑がないので、承認という格好にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。 （「異議なし」の声） 議案３５号３番は許可といたします。 続きまして、議案３６号 農地法第４条の規定による許可申請について、事務局よりご説明を求めます。
事務局	５ページをお開きください。 議案第３６号 農地法第４条の規定による許可申請について。 次のとおり農地法第４条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。 別紙記入事件、１件。 次のページをお開きください。 ◇（議案書・番号１、朗読説明） 以上よろしく願いいたします。
議 長	事務局より説明がございました。 続きまして、担当地区の委員さんの調査報告をお願いしたいと思っております。
１３番委員	１０番の阿部均司です。 農地法第４条の調査結果について報告をします。 １０日に申請人に立会いをしてもらい、現地確認をしてきました。場所なんですけれども、〇〇の隣にある農地になります。申請人は、この場所に体験型農業の拠点として簡易宿泊施設を作りたいとのことです。 なお、現在、申請地の隣では申請人がハウスにて自家栽培を行っております。 周囲なんですけれども、申請人の農地しかなく、他の農地への影響はありません。 なお、許可がおり次第、基礎工事を今年度中に行い、春をめどに建物を作る予定だそうです。 以上、審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	調査報告ありがとうございました。 ちょっと私のほうから質問というか、分からないのでちょっとお聞きしたいんですが、この前、青柳委員のほうから宅地とかそういうものに変えるときに、分筆したり何かこれ全部建物を建てる訳ではないですね。そうすると、その辺の認識は今は事務局、どういうふうになっておりますか。
事務局	すみません、分筆の件についてご報告をさせていただきます。 必ず転用する場合の中で一部分を転用する場合、分筆が必要か分筆してから

の転用申請が必要かということなのですが、例えば、測量で測量図がしっかりできているとか、準備段階として精度の高い面積が計りだして、場所がはっきりしているようであれば、その段階でそれを4条及び農地転用5条の用件には、ならないということになっておりますので、精度の高い測量図があれば、申請についてはその面積で申請してもよいということで通達が来ておりますので、今回、資料を用意していないんですが、用意させていただき次回等に説明させていただきたいと思います。許可関係の用件には現段階については今回の案件については、精度の高い分筆の添付がありましたので、問題ないというふうに解しております。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

皆さんのほうから何かご質疑ございますでしょうか。

(「なし」の声)

ご質疑なければ、承認という形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議案36号は、許可相当といたします。

続きまして、議案37号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明を求めます。

事務局

7ページをお開きください。

議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見の決定を求める。

別紙記入事件、1件。

次のページをお開きください。

◇(議案書・番号1、朗読説明)

以上よろしくお願いいたします。

議 長

ご説明いただきました。ありがとうございました。

続きまして、担当地区の調査報告をお願いしたいと思っております。

お願いいたします。

4番委員

4番、〇〇地区担当の林功です。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告をいたします。

申請地は、〇〇のほうから交差点のところでございます。10月8日、現地調査を同じく〇〇地区担当の高橋品子さんと調査、確認いたしました。

転用目的の確実性につきましては、申請書、見積書、設計書、資金が確認でき、許可がおりてから早めに着工したいとのことです。実行は確実と思われます。

それから、申請面積の妥当性ですが、2,980.99㎡で、3,000㎡以下であり周辺の状況からも適切と思われます。

それから、周辺農地の営農状況への支障の有無ございますが、周辺農地の営農を行ううえで支障が発生する見込みはございません。転用することによって、付近の農地、作物の被害や防除措置についても想定される被害等はないと

思われます。

その他想定される懸案事項は特に見当たりません。
よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長

ありがとうございました。

これ、ちょっと前、議題に上がっていて、話合いの段階があったような気がして、少し地元からの委員さんから、余り芳しくないご意見もいただいておった案件でございます。事務局にちょっともし考え方で何かそういうものがあれば、その辺をクリアした部分があれば、ご意見あれば、お願いしたいと思っております。

事務局

若干説明させていただきたいと思います。

こちら、備考欄に書いてあるとおり、第2種農地となっております。1種農地、2種農地、まだ今回今年度からお世話になる委員さんもおられますので、若干説明させていただきますと、1種農地というのは、基本的には一団の農地で10ha以上ある土地もしくは基盤整備済みの土地のことを1種農地といって、原則不許可という、農地転用できないというお話でございます。こちらの農地、結構許可に時間を要しました。というのは、農地のつながりとして17号を、はさんだ向かい側を一帯として見るような場合は1種農地、10ha以上でございますので、1種農地となる可能性が高いということでございました。それについて、地元の意見も含めて、ご心配をいただいたということで、その可能性があるかどうかということで時間を要した土地になっています。

もう一点、向かいにもコンビニさんがありまして、そちらが農協経営からそのあとファミリーマートに委託して直売所も協力してやっているところでございます。そのあたり影響があるのではないかという話もありましたが、農業委員会としては、先ほど転用の可能性があるかないかということで、判断されて県知事が許可するものでございます。

意見としてはなるべく周辺農業の振興についてご配慮いただきたいということで意見を付して、群馬県知事のほうに意見書を提出させていただいたという経緯がございます。その辺ご理解いただいた上で、農業委員さんのほうに意見をいただいたというお話になっております。

また、今回、本日の除外の意見現地を見ていただいて後にいただくわけなんですけど、許可を出した、意見を出した場合、どういう意見をつけて出したかというのは今後なるべく委員さんのほうも結果もちゃんとお知らせしますということで、お約束させていただいて、この話に、つなげさせていただいたという経緯がございますので、その辺、ご理解いただいて今回の審議いただければと思います。

よろしくお願いいたします。
以上です。

議 長

唐突ですが、内海さん、いかがですか。ご意見ございますか。

3番委員

3番、〇〇の内海です。

進入路について、縦に入っていくところが拡大できないということで、その本質的な危険性という問題が1つありました。また、今までの〇〇の進出の経

過の中で、そういう〇〇というのは、これまではいろいろなマルチ関係かもしれないですけども、ほかの〇〇をかなり駆逐してきたわけです。今、〇〇に対しては地元の生産者の農産物を結構取り扱って営農活動に帰するところがあるということで、これについて各生産者に対する説明がなされたかどうかということが1つあります。

一応そんなところです。

議 長

ほかの皆さんのご意見を伺いたいと思っております。

今ご指摘いただいたことは、出入りのことで、入口とかその辺の交通の関係、それから地元の農産物を扱っている関係で、そちらに影響が、〇〇のほうで農産物をやっている、それで、これができるに影響があるだろうというご指摘かと思うんですが。

その2つですが、先ほど事務局から言われたように、そういうことを付して県に上げたということでございます。

皆さんのほうからご意見を求めます。いかがでしょうか。

どの程度影響が出てくるのか、それによって〇〇のほうに客足が取られてしまうのか、その辺が非常に開けてみないと分からない部分もございしますが、地元の農家さんが影響を受けるようなことは余り芳しくないことでございますので。

皆さんのほうからご意見なければ、これを承認という形でよろしいですか。

10番委員

10番、阿部ですけども、今回の申請場所は、他の農地への影響とかは、今、担当委員のほうからないでしょうというような意見がありました。以前に対角線上に信号の反対側に今、〇〇ですかね。そこに〇〇という〇〇ができた経緯があると思うんですよ。そういうことを踏まえればそこに特段相違がなければ許可相当としてもいいんじゃないかと私は思いますけれども。

以上です。

議 長

ありがとうございます。

ほかに。

ただいま阿部委員のほうから許可をしてもよろしいのではないかとというご意見がございました。

質疑もないようですし、これを承認という形でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議案第37号は許可相当といたします。

続きまして、議案第38号 農地に該当しないことの証明願について、事務局より説明を求めます。

事務局

9ページをお開きください。

議案第38号 農地に該当しないことの証明願について。

「農地法の運用について」の規定に基づき、証明願があったので、農地法第2条第1項に規定する「農地」でないことの判断を求める。

1. 別紙調書に記載のとおり。

次のページをお開きください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

	以上よろしく願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、番号１番より担当地区の調査報告をお願いしたいと思います。
１０番委員	１０番、阿部です。 非農地の証明について２件ありまして、最初に、〇〇のほうなんですけれども、〇〇線沿いに〇〇という自動車屋さんがありまして、そこから山沿いに５００ｍぐらい入った場所になります。 現況は周囲が山林になっていまして、現地もほぼ山林状態です。周囲の状況から見ましても、申請地の状況を確認したところ、非農地証明に該当するのかなと思っております。 今回の案件につきましては、申請人が遠方に住んでおりまして、仲介業者さんが入っております。その仲介業者さんに連絡を取ったところ、まだ現地が確認できていないというようなお話でしたので、この２件の案件を申請地を取得予定の方に９日に現地を案内してもらって、確認をしたところ、今写真に出ているような状況になっております。
議 長	ありがとうございました。 ただいま担当調査委員の方からご報告がございました。 事務局にお尋ねしますが、もし分かればでよろしいんですが、農地パトロールのほうで、何年前から非農地判定か、荒廃農地か何かされていますか。
事務局	農地パトロールのほうで、平成２９年からＢ分類、再生困難となっています。
議 長	ありがとうございます。 皆さんのほうから、ご質疑ございますでしょうか。 （「なし」の声） なければ、非農地ということで除外ということでよろしいでしょうか。 （「異議なし」の声） では、議案第３８号１番は農地に該当しないことといたします。 続いて、３８号２番のご説明を調査委員の方よりお願いいたします。
１０番委員	１０番、阿部です。 同じ申請人なんですけれども、〇〇の案件につきまして、報告をいたします。 〇〇の案件と同じく、所有者が同じですので、今後その場所を取得予定の方にその場所も案内していただきました。現地確認をしたのは９日になります。 場所は、県道の〇〇線の〇〇の信号から２００ｍぐらい入った道路沿いになります。申請地の現況なんですけれども、その農地は山林化をしております。耕作放棄地になっています。ただ、西側が斜面になっておりまして、杉林が大分大きくなっておりまして、日当たりの悪い農地になっております。他の農地への影響なんですけれども、隣接する農地より一段申請地が下がっておりまして、隣接農地には影響はないと思われます。 なお、隣接農地は、今後申請地を取得予定の方の農地になりますので、問題はないと思われます。

	以上よろしくお願いいたします。
議 長	ありがとうございました。 また事務局にお尋ねいたしますが、これは推進委員の方の農地パトロール、いつぐらいからどのような報告をいただいておりますでしょうか。
事務局	こちらのほうは、平成26年からB分類、再生困難となっております。
議 長	ありがとうございます。 ただいまのことを含めまして、皆さんのほうからご意見を求めます。 (「なし」の声) ないようですので、これも承認という形でよろしいでしょうか。 (「異議なし」の声) 議案38号2番は農地に該当しないことといたします。 続きまして、協議事項・報告事項に移りたいと思います。 事務局よりございましたらお願いいたします。
事務局	特にありません。
議 長	皆さんのほうから、何か協議事項がございましたらお願いしたいと思っております。 はい。
10番委員	10番、阿部です。 事務局にちょっとお願いなんですけれども、申請人の連絡先、ちょっと今回も連絡先が分からなくて、いろいろ事務局のほうに問い合わせをしたりして確認をしてきたんですけれども、以前にも私のほうで事務局のほうに連絡先をお願いをしたと思うんですけれども、この辺が申請書類に連絡を記入できるようなことはできないんでしょうか。 よろしくお願いします。
議 長	事務局、お願いいたします。
事務局	今回、申請者もしくは代理人の連絡先が入っていなかった状態でございます。大変失礼いたしました。申請書の右肩上のほうに連絡先の欄がございますので……、失礼しました。非農地の農地の該当しない証明については、連絡先、確かに記入する場所がございますので、それはできるようにいたしますので、ほかの3条、4条、5条については、右肩のほうについておりますので、ちょっと私の勘違いでした。今後注意いたします。大変失礼いたしました。
議 長	阿部さん、よろしいでしょうか。
10番委員	分かりました。よろしくお願いします。
議 長	その他にまでいっております。その他皆さんのほうから何かございますか。

15番委員 事務局に、今さらなんですけど、3条のことなんですけど、面積の単位が平米と
なっているのとaになっているんですね。いつもなぜこれ、同じ面積に統一で
きないのか、今さらで申し訳ないんですけども。

事務局 ちょっとシステムの関係で、そのまま出ちゃっているのか。
失礼しました。ちょっと気がつかなくて申し訳なかったんですが、システム
の表示の仕方が農地の経営面積を表すのがaで表すことが多いので、そちらが
a表示、土地についての面積は平米で表すような仕組みになっておりますの
で、恐らくそこを配慮して経営面積のほうはa表示、それから基本的には先ほ
ど来話が出ている下限面積の話、基本的には農地法という面積、下限面積50
aという法律上の表示になっていますので、それに基づくことでa表示という
ことなんだと思われます。

15番委員 だから、統一できないかと話なんですけど。

事務局 ちょっとシステムの話もありますので、検討してみて確認してみます。

15番委員 同じものを書いてあるのに、同じ面積なのに、表示の単位が違うというのは
ちょっとおかしいでしょう、そもそも普通に考えたら。

事務局 そのこのところが解釈の話だと思うんですけども、先ほど来話が出ていると
おり、例えば移転する場合とか、その場合に、下限面積が50aというのがある
ので、システム上その表示に、それを基準にして確認できるようにa表示に
なっているということだと思いますので、そこを確認させてもらって、変更で
きるようであれば、分かりやすい表示に変えるように善処したいと思います。

15番委員 ぜひお願いします。

議長 そのほか皆さんのほうからございますか。
(「なし」の声)
なければ、以上で議事、報告事項の全てを終了したいと思います。
以上です。事務局にお返しいたします。

閉会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋品子閉会を宣す。

〔午後2時23分〕